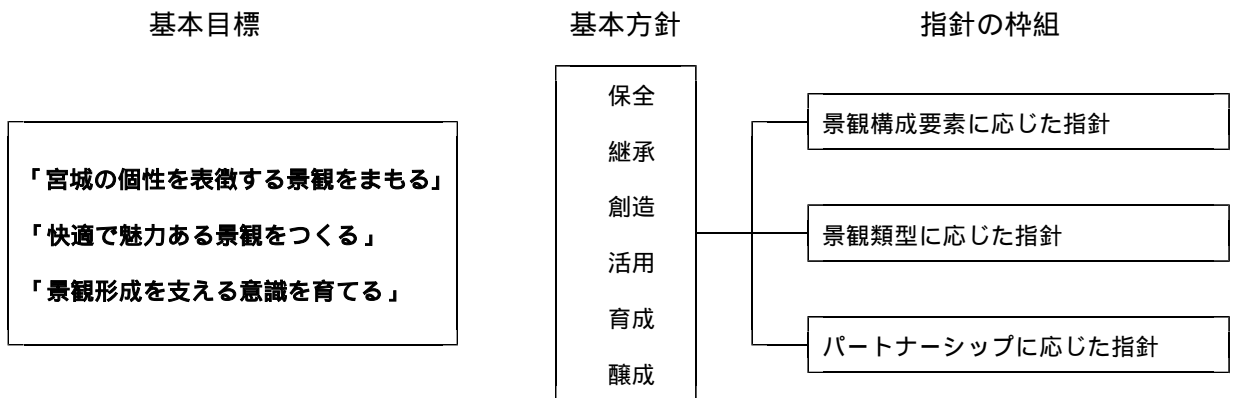


1 基本目標及び基本方針は、現在のものを踏襲する。

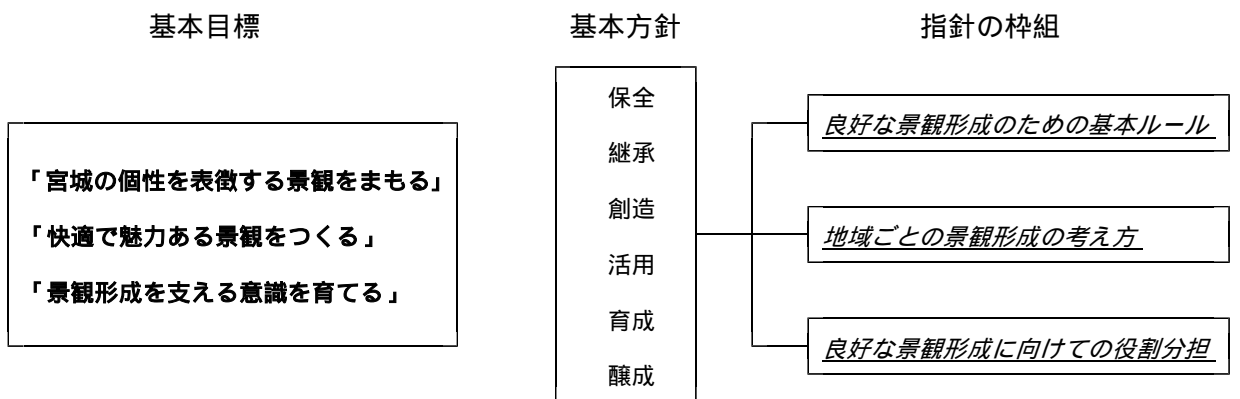
2 展開のための枠組みを変更した。

「景観構成要素に応じた景観形成の指針」は分かりにくく、「景観類型に応じた景観形成の指針」と重複する部分が多いため、「良好な景観形成のための基本ルール」とし、内容を分かりやすく6つの基本ルールに整理し直した。

(現在の指針構成)

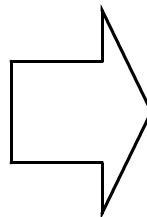


(新しい指針構成)



(現) 景観構成要素に応じた指針

- 自然的要素 ——— 自然的資源
- 歴史的要素 ——— 歴史的資源
- 社会的要素 ——— 公共事業
- 民間施設
- 生活環境



(新) 良好な景観形成のための基本ルール

- 公共施設整備・管理のルール
- 屋外広告物のルール
- 建築物・工作物のルール
- 民間開発事業のルール
- 景観資源の保全ルール
- 生活行動等のルール

3 景観類型の名称を変更した。

現在の指針		新しい指針	
山地景観	高山地型景観	山地景観	高山地型景観
	低山地丘陵型景観		低山地丘陵型景観
平野景観	平野型景観	平野景観	田園型景観
	地区中心型景観		田園中心都市型景観
海岸景観	リアス式海岸型景観	海岸景観	リアス式海岸型景観
	砂浜型景観		砂浜型景観
都市景観	地方都市型景観	都市景観	地方中心都市型景観
	都市圏型景観		大都市圏型景観

4 景観形成上の配慮事項については、「遠い視点・近い視点」を「地域全体・個々」に整理し直した上で、景観形成上の視点として主なものを例示している。

5 その他、景観法の全面施行を受けて各種制度名称の見直し、経年変化等に伴う字句の修正を行った。